

# 第 4 0 2 回常任会議員会議議事録

## 1. 日時

平成 2 6 年 2 月 2 8 日 1 3 時 0 0 分

## 2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

## 3. 議案

- ( 1 ) 農地法第 4 条の規定による諮問について
- ( 2 ) 農地法第 5 条の規定による諮問について

## 4. 出席者

### 常任会議員

|        |        |       |       |             |
|--------|--------|-------|-------|-------------|
| 坂井 邦夫  | 田中 久男  | 貝原 敏正 | 中川 恵次 | 古館 義純       |
| 山口 友三郎 | 佐佐木 幸夫 | 江頭 義太 | 谷口 司郎 | 田中 育夫       |
| 船津 和正  |        |       |       | ( 計 1 1 人 ) |

### 県農山漁村課

|        |       |       |        |        |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 祖川 副課長 | 高島 係長 | 坂口 主査 | 山口 副主査 | 吉牟田 主事 |
|--------|-------|-------|--------|--------|

### 佐賀市農業委員会

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 古賀 係長 | 田島 主事 | 鶴 主事 |
|-------|-------|------|

### 事務局

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 實松 局長 | 北川 次長 | 椋島 主事 |
|-------|-------|-------|

## 5. 議長

船津 和正

## 6. 議事録署名者

古館 義純 山口 友三郎

## 議 事 内 容

|       |  |
|-------|--|
| 事務局 長 | <p>皆様、午前中の現地調査はお疲れ様でした。<br/>さて、時間になりましたので、第402回常任議員会議を開会いたします。<br/>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 会 長   | <p>第402回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。<br/>昨日あたりから少し暖くなり、春が近づいておりますが、日本国内では、2月上旬からの記録的な大雪により、ハウスの倒壊や露地野菜の葉折れなど、甚大な被害に見舞われています。これにより、もともと高止まりしていた野菜の価格は、更に高騰しており品不足が予想されます。<br/>さて、22日から始まったシンガポールでの閣僚会合によるTPP交渉では、日米が主張する関税撤廃などの溝が埋まらず、25日、妥結に至らず、今後も継続して交渉していくとのことで、終了しました。農業に関しては、日本はコメなどの重要5品目の関税について、アメリカは自動車の輸入関税でお互い譲歩せず、日米の対立が続いています。<br/>今後、農業委員会系統組織として、国会決議が守られるかどうか動向を注視し、適切に対応していく必要があると考えております。<br/>ところで、本日の常任議員会議での農地転用の諮問案件は、農地法4条・20件、うち2,000㎡以上は3件。5条・46件うち2,000㎡以上は8件。合計で66件となっています。<br/>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p> |
| 事務局 長 | <p>ありがとうございました。<br/>それでは、常任議員会議に入りたいと思います。<br/>本日の「第402回常任議員会議」については、常任議員の総数18名に対し11名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。<br/>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします</p>   |
| 議 長   | <p>それでは、只今から議事に入ります。<br/>議事録署名者として、 の 議員と の 議員に<br/>お願いいたします。<br/>書記は、農業会議事務局といたします。<br/>それでは、農地法の規定による諮問に入ります。</p>  |

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(2月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は18件のうち、2,000㎡以上は3件。第5条関係は43件のうち、2,000㎡以上は7件。合計で61件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は概ね300m以内に高速道路インターチェンジがある農地であり、第3種農地と判断されることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は土地改良法第2条第2項に規定

する土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地判断され、申請地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するために行われるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は2件、うち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は3件、そのうち2,000㎡以上は1件です。

農地法第5条関係の 申請の 用地への転用について、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

議

長

第4条関係20件、第5条関係46件の諮問のうち2,000

m<sup>2</sup>以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000m<sup>2</sup>以上の11案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 まず、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用についてですが、この案件については譲渡人に私が含まれるため、農業会議議事規程第8条の議事参与の制限

により、一旦退席いたします。なお、議事進行は農業会議会則第26条の2の規定に基づき、坂井副会長がいたします。

< 会長退席 >

副 会 長            それでは、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同    (意見・質問・異議なし)

副 会 長            それでは、農地法第5条関係、            農業委員会経由、  
申請の            用地への転用については、異議ないものと認め、諮問  
のとおり許可を相当として知事に答申いたします。  
それでは、会長、お入り願います。

< 船津会長入室 >

議 会 長            議事を再開します。  
次に、農地法第5条関係、            農業委員会経由、            申請  
の            用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同    (意見・質問・異議なし)

議 会 長            それでは、農地法第5条関係、            農業委員会経由、  
申請の            用地への転用については、異議ないものと認め、諮問  
のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 会 長            次に、農地法第5条関係、            農業委員会経由、            申請  
の            用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同    (意見・質問・異議なし)

議 会 長            それでは、農地法第5条関係、            農業委員会経由、  
申請の            用地への転用については、異議ないものと認め、諮問  
のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 会 長            次に、農地法第5条関係、            農業委員会経由、            申請  
の            用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同    (意見・質問・異議なし)

議 会 長            それでは、農地法第5条関係、            農業委員会経由、  
申請の            用地への転用については、異議ないものと認め、諮問  
のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会に答申いたします。

議 長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。  
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、2,000㎡未満の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係18件及び第5条関係43件、合わせて61件については知事に、農地法第4条関係2件及び第5条関係3件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。  
以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

|       |   |
|-------|---|
| 事務局 長 | ありがとうございます。<br>それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。 |
| 事務局   | (それぞれ説明)                                  |
| 事務局 長 | 以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。                 |

---

14時30分